

議案 第 13 号

平成28年度木古内町水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成28年度木古内町水道事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成28年度木古内町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収益的収入)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水 道 事 業 収 益	157,984	38,988	196,972
第 2 項 営 業 外 収 益	32,959	38,988	71,947
収 入 合 計	157,984	38,988	196,972

(収益的支出)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水 道 事 業 費 用	156,187	39,143	195,330
第 1 項 営 業 費 用	134,562	38,267	172,829
第 3 項 特 別 損 失	100	876	976
支 出 合 計	156,187	39,143	195,330

水道(1)

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第4条本文括弧書中「50, 254千円」を「49, 986千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資 本 的 収 入	30,900	△ 14,405	16,495
第 1 項 企 業 債	18,500	△ 10,200	8,300
第 2 項 工 事 負 担 金	12,400	△ 4,205	8,195
収 入 合 計	30,900	△ 14,405	16,495

(資本的支出)

(単位:千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	81,154	△ 14,673	66,481
第 1 項 建 設 改 良 費	40,955	△ 14,673	26,282
支 出 合 計	81,154	△ 14,673	66,481

(企業債)

第 4 条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償 還 の 方 法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
函館江差自動車道建設に伴う水道管移設事業	2,000千円	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	0千円	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
山崎1号線配水管改良事業	4,500千円			3,000千円			
江差木古内線佐女川橋改良に伴う水道管移設事業	6,500千円			0千円			
木古内浄水場沈澱池改良工事設計業務委託事業	4,500千円			4,400千円			
下水道事業に伴う水道管移設事業	1,000千円			900千円			
計	18,500千円			8,300千円			

(たな卸し資産の購入限度額)

第 5 条 予算第8条に定めたたな卸資産の限度額「5,378千円」を「4,818千円」に改める。

平成29年3月3日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒